

令和7年度 大学入学共通テスト「公共，政治・経済」 解 答

公 共 ， 政 治 ・ 経 済 (100点満点)

問 題 番 号 (配点)	設 問	解答番号	正 解	配 点	問 題 番 号 (配点)	設 問	解答番号	正 解	配 点
第1問 (12)	1	1	2	3	第4問 (19)	1	15	4	3
	2	2	4	3		2	16	8	4
	3	3	2	3		3	17	3	3
	4	4	3	3		4	18	1	3
第2問 (13)	1	5	5	3		5	19	3	3
	2	6	6	4		6	20	3	3
	3	7	5	3	第5問 (19)	1	21	1	3
	4	8	2	3		2	22	1	3
第3問 (18)	1	9	2	3		3	23	4	3
	2	10	3	3		4	24	3	3
	3	11	3	3		5	25	4	3
	4	12	4	3		6	26	6	4
	5	13	1	3	第6問 (19)	1	27	5	3
	6	14	3	3		2	28	2	3
				3		29	2	3	
				4		30	1	4	
				5		31	4	3	
				6		32	2	3	

令和7年度 大学入学共通テスト「公共、政治・経済」

解答と解説

第1問 共通テスト「公共」の共通問題

大項目 A（公共の扉）を中心に男女共同参画社会に関連した出題

問1 1 【男女共同参画社会】 正解は②

ア：法の下での平等。日本国憲法第14条に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されている。両性の本質的平等は憲法24条に規定されている。

イ：男女雇用機会均等法。女性差別撤廃条約は1979年に国連総会で採択され、1981年に発効した。日本は1985年の批准に先立って男女雇用機会均等法を制定した。なお男女共同参画社会基本法は1999年成立、施行。男女共同参画社会を促進すべく、積極的改善措置（ポジティブ・アクションまたはアフーマティブ・アクション）を含む総合的施策の実施責任を国に負わせている。

問2 2 【性差別意識調査】 正解は④

- ①：正。表1の左側の女性のデータでは、年齢が上がるごとに割合が高くなっている。
- ②：正。表1の左側の20代を比較すれば、男26.2－女14.5＝11.7%高くなっている。
- ③：正。表1の右側の男20代が20.4%、男30代が20.7%で、それ以外は20%を越えていない。
- ④：誤。「同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用するものだ」への肯定的な回答割合について、男女の差が最も大きいのは30代である。

問3 3 【女性議員比率国際比較】 正解は②

- ①：誤。X国の各政党が候補者名簿の男女比率を均等にする努力を始めた時期は1990年頃であるが、表2からは女性議員比率は1960年代から上昇している。
- ②：正。Y国が各政党の候補者の男女比率を均等にする法を制定した2000年の女性議員比率は10.9%、その10年後の2010年は18.9%で、8.0ポイント高くなっている。
- ③：誤。Z国の女性議員比率は2000年に14.0%でY国の10.9%よりも高い。
- ④：誤。日本で各政党に候補者の男女比率をできる限り均等にすることを促す法律が制定されたのは2018年である。その後の2020年の女性議員比率は日本9.9%、Z国は27.3%でZ国の方が高い。

問4 4 【クォータ制】 正解は③

形式的平等は機会の平等を確保するものであり、すべての人々

を一律公平に扱うことである。実質的平等は結果の平等を確保するものであり、人々の間に存在する格差は是正を図ることである。

ア：「個性や属性にかかわらず、すべての人を同じように扱うこと」は形式的平等を指す。

イ：「クォータ制」とは、格差は正のためにマイノリティに一定数を割り当てること。政治分野においては議員の一定数を女性に割り当てる制度のことを意味し、結果の平等につながる。そのため実質的平等を実現するやり方である。

ウ：1899年に制定された北海道旧土人保護法に代わり、1997年にアイヌ民族の誇りを尊重する社会の実現を目指すアイヌ文化振興法が制定されたが、アイヌ民族が先住民族であることは明記されなかった。2008年、国会において「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」が全会一致で可決され、日本の先住民族であることが認められた。2019年には、アイヌ民族支援法（アイヌ施策推進法）においてその旨が初めて明記された。

第2問 共通テスト「公共」の共通問題

大項目 A を中心に公共的空間に関わる出題

問1 5 【公共空間】 正解は⑥

ア：『コミュニケーション的行為の理論』の著者はフランクフルト学派（第2世代）のハーバーマス。アーレントの著書は、「先生の説明」の後半に出てくる『人間の条件』である。他に『全体主義の起源』もある。

イ：「対等な立場で自由に意見を交わすという共通理解のもとで、合意を形成していく」から対話的理性が入る。他者危害原理は、J.S. ミルの考え方で、「個人の自由を制限できるのは、他人に危害を与える行為に限られる」というもの。自己決定権や愚行権と合わせて記憶しておきたい。

ウ：『人間の条件』はアーレントの著書である。アーレントはく労働・仕事・活動>の3分類を駆使し、とくに言語を媒介とした人と人の相互行為である活動を重視し、それが失われて公共性もまた失われたことを指摘した。

問2 6 【自由時間についての調査】 正解は⑥

・基本的な数値の読み取り問題。

ア：誤。2行目後半、40～49歳の「自由時間の過ごし方」として「インターネットやソーシャルメディアの利用」をあげている割合は「45.6%」で半数以下のため、適切な内容ではない。

イ：正。「18歳～29歳」は、表1は「34.8%」と「34.1%」、表2は「46.2%」と「37.1%」の値から判断できる。

ウ：正。「70 歳以上」は、「ゆとりがある」が [85.2%] と [75.4%]，「社会参加」は唯一 [10%] を越えている。

問3 **7** 【帰納的推理】 正解は⑥

帰納的な推論（帰納法）とは、特定の事実や客観的に観察された事柄から一般的な法則を導き出すことである。それに対する演繹的な推論（演繹法）は、すでに証明されている普遍的原理を積み重ねて個別の事象を導き出す。F・ペーコン（経験論）とデカルト（合理論）を対比させて確実に記憶したい。

I：穏やかな態度やよく思索して発言するという哲学カフェにおける取り決めが、対話を活発化させたという客観的な事実から、活発な哲学対話に必要な取り決めの経験則（一般法則）を見出しているため、帰納的な推論と言える。

II：発言する自由や相互を尊重する義務が、すべての人間に生じることは揺るぎのない原理である。この普遍的な原理から推論を積み重ね、対話のルールという個別の事象を推論しているので、演繹的な推論である。

III：それまでになかった素朴な質問が対話を深める感覚を複数の人が感じているという事実が存在し、その事実から「率直に質問や疑問を出す」という哲学対話全体における一般的な方針が生まれているため、帰納的な推論と言える。

問4 **8** 【対面と非対面】 正解は②

②：別々の場所にいる人たちが対面の場に集まらずに対話や議論に参加するということは、すべての参加者がすべて非対面で関わり合うということである。よって、すべての参加者がインターネットで会議に出席したアが該当する。

③：ICTの活用により「対面の場に非対面で参加できる」とは、直接的な対話集会に外出できない身体的な事情のある人が、参加（非対面での参加）しているウが該当する。

④：その場にいる人たち、つまり、すべての参加者が対面的な関わり合いをすることである。よって、すべての参加者が料理教室で直接やり取りしているイが該当する。

第3問 地域社会における課題追究を中心とした政治・経済からの出題

問1 **9** 【スタグフレーション】 正解は②

二つのことに気が付きたい。一つ目は「好不況の判断」で、これは失業率から判断可能。二つ目は各期間の経済的意味である。

期間aは、朝鮮戦争に始まる好景気からアメリカ経済の黄金期である60年代まで。期間bは70年代初頭のドル・ショックと第一次石油危機から、第二次石油危機あたりまで。期間bにインフレーションと不況が同時に起こるスタグフレーションが起きようになったことを知っていると言えやすい。

二つ目の知識に関しては、知らなくても、次のように文章を読み解けばよい。試作問題の **15** に類似データによる設問がある。ア：「好況時には物価上昇率が高く」を読み代えると「失業率が低い時には物価上昇率が高く」なので、実線と点線の動きが逆の期間aが当てはまる。

イ：「高い物価上昇率と不況が同時」を読み代えると「物価上昇率が高くなる時には失業率が高い」なので、実線と点線の動きが連動する期間bを指す。このように、インフレーションと不況が同時に起きることを「スタグフレーション」という。

問2 **10** 【選挙制度】 正解は③

1票の格差解消のため、2015年の公職選挙法改正により参議院議員選挙に合区が導入された。さらに、2018年には同法改正によって参議院選挙の比例代表選挙に特定枠が導入され、合区によって選挙区に立候補者を擁立できない県などが活用している。

ア：参議院が適当である。

イ：合区導入は、2012年に最高裁が参議院選挙区の定数配分が違憲状態であると判断し、都道府県単位の選挙区制の見直しを求めたことがきっかけである。よって合区導入の目的としてより適当なのは「投票価値の平等を実現する」ことだと考えられる。

問3 **11** 【食料政策の変遷】 正解は③

基礎的語句の意味を理解すること。ほかに、「バーチャルウォーター（仮想水）」なども知っておきたい。

・オフショアリング：Offshoring。企業が業務の一部か全体を海外に委託すること。

・食料安全保障：安全保障の概念を軍事的範囲にとどめず、気候変動や輸入先の政策転換などによる食料の不足もリスクと捉え、供給の安定を図ること。食料・農業・農村基本法でも、この概念が取り入れられている。

・地産地消：ある地域で作られた食料を、その地域で消費すること。

・減反政策：食生活の変化や旧食糧制度による農家保護により生産過剰となったコメの生産量を調整するため、コメの作付面積を削減する政策。2018年に終了した。

問4 **12** 【思想の自由】 正解は④

資料には、各人が自由に意見を表明できる「表現の自由」の重要性が説かれている。

ア：「検閲の禁止」は、自由な意見の表明を国家権力が阻害することを禁止している。よって、選択肢bが適当である。選択肢aは検閲、つまり国家権力による表現の制限が思想の自由市場を保ち続けるとしており、資料の内容とはそぐわない。

イ：SNSで用いられるアルゴリズムとは、SNSに組み込まれている分類ルールのことである。ユーザーの興味関心や交流履歴から、興味がありそうな内容があらかじめ分類されて表示される。その結果ユーザーに近い意見や投稿内容だけが表示されるようになるため、様々な意見に触れる機会が喪失される。よって、自由な意見の競争は「阻害」される可能性が高くなるため、選択肢bが適当である。

問5 **13** 【ふるさと納税】 正解は①

ア：正。○メモ4つ目にある通り。横浜市や東京の世田谷区などの税収減がニュースになった。

イ：誤。○メモ2つ目参照。税の控除の上限額が高くなれば、

その額の枠を最大限使用し、可処分所得を増やそうとする。その結果、格差を是正する累進課税制度とは逆方向に働き、是正ではなくむしろ拡大する。

ウ：誤。○メモ 5つ目参照。「地方交付税で補填される」とある。地方交付税は、国から地方へ交付されるもので、国の財政と関係ある。

問6 **14** 【防災や減災の取組】 正解は③

ア：損失補償。「公共の利益のために当該土地が強制的に収用されることがありうる」→日本国憲法の第29条「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共の福祉のために用ひることができる」とある。

イ：公助。公的機関(国や地方公共団体)が、防災(この場合は洪水対策)をする場合、公助という。共助は、自主防災組織のような地域を中心とした助け合い。ちなみに、自助は、自分の身は自分で守ること。

第4問 国際政治、国際経済のあり方に関連した政治・経済からの出題

問1 **15** 【金融】 正解は④

近年、日銀の非伝統的金融政策による効果への懐疑論が起きたことを背景に、2022年度の政治・経済及び倫理、政治・経済本試験でマネタリーベースとマネーストックの違いが出題されている。さらに同年の問題で、金利とインフレの関係を考えさせる設問もある。2000年代後半からは、この二つの増減傾向は、必ずしも一致しなくなっている。

マネタリーベースは、中央銀行の通貨供給量。よって「ア」にあたる。マネーストックは、金融機関による通貨流通量。よって「イ」にあたる。

国債の利子(%)<金利(%)であれば、金融機関に預けた方が、期待できるリターンが大きくなるため、相対的に国債の市場評価額は低く、「下がる」わけである。

問2 **16** 【各国経済の比較】 正解は③

アメリカが恒常的な貿易収支赤字国であるなど、各国の経済的特徴を知っていれば、**会話文**を読まずとも判断は可能だが、**会話文**中に判断材料は豊富にあるので、十分に推察できる。

Y1回目：「貿易収支の黒字」で**図イ**か**ウ**と推測できる。文中に韓国が「一人当たり…日本とほぼ並んできている」という会話があるのでウは韓国。

X2回目：「貿易収支の動きはきわめて対照的」で、**図ア**と**イ**、または**図エ**と**イ**の組み合わせも考えられる。会話文中に中国の「一人当たりGDPの伸びには驚く」とあるので、**図イ**か**エ**が中国とわかる。人口はアメリカ約3.3億、中国約14億、インド約14億と知っていれば、X2回目のGDP1位と2位を確かめられる。読み取る値は、一人当たりGDPの右端。**ア**：70弱×3.3≒220、**イ**：10.5×14≒150、**ウ**：2弱×14≒27、なので、**図ア**がアメリカで**図イ**が中国。

アメリカの貿易収支は赤字であることを知っている、もう

少し早めに判断できる。

Y2回目：「貿易収支は毎年赤字」より**図エ**がインド。

問3 **17** 【国際機関と貿易】 正解は③

・OECD：基本的には西側先進国で構成されている。1990年代以降は、東欧の元社会主義国なども加盟している。ロシア、中国は未加盟。

・WTO：中国は2001年、ロシアは2012年に加盟。

・サブプライムローン問題：2007年末～09年頃に、低～所得者向けの住宅ローンが不良債権化した問題。これらの不良債権が債券化されて世界中に拡散し、リーマンショック(世界金融危機)に至る。

・ユーロ危機：2009年秋にギリシャによる財政赤字隠しが明るみに出ると、PI(IG)Sと称されるEU南部諸国を中心に経済危機の連鎖が起きた。

問4 **18** 【ICC/ICJ】 正解は①

①：正。ICC(国際刑事裁判所)は、2003年にオランダのハーグに設置された、集団殺害犯罪(ジェノサイド)や人道に対する犯罪や戦争犯罪等を行った個人を裁く裁判所。

②：誤。後半部分が誤り。ICCは各国の刑事裁判には干渉できない。各国が戦争犯罪に相当する被疑者個人を捜査・訴追しない場合に行使される。

③：誤。ICJ(国際司法裁判所)は国家のみを当事者とし、当事国双方の合意を必要とする。個人を対象とした判断は行わないし、刑事裁判に関する記載も誤り。

④：誤。③の解説の通り、ICJは国家を当事者とし、個人を対象としないので誤り。

問5 **19** 【安保理の拒否権への対応】 正解は③

資料には、総会が安全保障理事会で拒否権行使(とくに行使した常任理事国)の「説明を求める決議」とあり、総会が強制措置をとるものではない。

①：誤。総会と安保理に上下関係はなく、役割分担である。「国際の平和と安全の維持」は安保理の責任であることに変わりはない。

②：誤。資料の内容に「安保理による強制措置の発動を義務づける」という記述はない。拒否権行使による安保理の機能麻痺を防ぐのが目的である。

③：正。「国際の平和と安全の維持」については、安保理が第一義的責任を持っている。総会が安保理のその権限を制限するものではなく、手段としての拒否権行使を総会の議論の対象にしようとした。

④：誤。「平和のための結集決議」に基づく措置ではない。

問6 **20** 【アラブの春】 正解は③

ア：選択肢b。同時期に、シリアにおいて、アサド政権と反政府勢力による内戦が勃発した。アサド大統領が、2024年12月7日に国外に亡命し、政権は崩壊した。知識問題+時事問題。

イ：選択肢c。世論調査のデータ読み取り問題。2015年のみ「肯定的」「どちらかという肯定的」の合計34%、「否定的」「ど

ちらかという否定的」の合計 59%を下回っていて正しい。
したがって d の 2016 年以降の記述は誤りである。

第 5 問 政治・経済における関心事項の調べ学習に関する 政治・経済からの出題

問 1 21 【格差と貧困】 正解は①

- ①：正。BOP＝ベース（ボトム）・オブ・ピラミッドの略。所得階層をピラミッド状にした時の底辺に属する人々を指す。この人たちの生活水準の向上に貢献する企業活動を BOP ビジネスという。関連して、フェアトレード、マイクロファイナンスも重要。
- ②：誤。選択肢文は、ベーシック・インカムの内容。個別の事情を考えた生活保護の支給などに比べ、調査や支給にかかる人的・時間的資源などの節約になることが期待できる。ミニマム・アクセスは、「最低輸入量」と訳されており、日本においては、GATT のウルグアイ・ラウンドで、コメの輸入時に低関税の適用が認められた量を指す。
- ③：誤。選択肢の文は、デジタル・デバイドの内容。
- ④：誤。絶対的貧困ではなく、相対的貧困。絶対的貧困は、IBRD（国際復興開発銀行）の定義で、1 日 2.15 ドル未満で生活する人や状態。相対的貧困は、その国で、所得の低い世帯から順に並べて中央の世帯の所得（＝中央値）の半分に満たない人や状態。

問 2 22 【外国人労働者政策】 正解は①

リード文や会話文に韓国の労働政策の話が出るが、日本の労働政策をきちんと理解していれば解ける。

- ア：選択肢 a が目的としては正しい。開発援助の一環であるが、実質的には選択肢 b の役割を果たしている部分も大きく、批判の対象とされるため、迷った人も多いと考えられる。
- イ：2018 年入管法と難民認定法の改正に伴い、在留資格の「特定技能」が創設されたことが示されており、選択肢 c が正解。人手不足を補うための人材確保を目的としている。

問 3 23 【障がい者雇用】 正解は④

- ア：選択肢 a のワーク・ライフ・バランスは、仕事と生活のバランスのことで、QOL＝Quality of Life、生活の質、を上げるために必要な考え方とされる。2007 年に策定された「ワーク・ライフ・バランス憲章」では、具体的に目指す社会が提示されているほか、労働契約法の第三条の 3 にも、「労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする」とある。選択肢 b の類似概念として、インクルージョン＝社会的包摂、も理解しておきたい。
- イ：選択肢 c は、「高齢者雇用安定法」の内容。基礎年金の支給開始年齢の引き上げに対応する形で、定年制の廃止や定年の引き上げが義務となっている。選択肢 d は、「障害者雇用促進法」の内容で、一定規模以上の事業所に適用される。障がい者の法定雇用率は、公務員雇用の方が一般企業よりも高く、この割合は徐々に上がっている。

問 4 24 【私法の基本原則】 正解は③

私法の基本原則に関する設問。近代以降の社会では、国家権力は極力、市民社会に介入すべきではない、と考えられている。この基本原則の一つ「契約自由の原則」は、2000 年の本試、2016 年の追試で、「私的自治の原則」が 2021 年の本試で出題されている。本試験の [31] と関係する「過失責任の原則」も理解しておきたい。

- ①：誤。日本では「労使自治の原則」と言って、政府の介入が忌避されてきた（ただし、バブル崩壊以降は政府の介入を受け入れた事例も増えてきており、判断が難しい選択肢である）。
- ②：誤。労働組合法第 8 条に、正当なストライキであれば、労組や組合員に賠償請求ができない、とあり、この選択肢は、労組法と趣旨が異なる。
- ③：正。文中の「形式上は対等な主体」は、労働契約法第 3 条にある「労使対等の原則」にあたる。しかし、実際には例外がある。契約自由の例外の一つが「強行規定（強行法規）」。
- これは、ある法律の規定に関して、契約当事者による合意がある場合であっても、その合意よりも優先される法律の規定を指す。労働基準法、消費者契約法、特定商取引法などには、弱者保護を目的とした規定が、随所にみられる。
- ④：誤。一般的には、商品の品質等についての責任は使用者側にある。ただし、製造物責任法では、故意や過失ある場合には労働者側が責任を問われるケースがあることも明記されている。

問 5 25 【労働生産性と労組組織率】 正解は④

- ア：一人当たり年間労働生産性を α 、1 時間当たり労働生産性を β とし、日本の場合を j 、韓国の場合を k とすると、
- ・日本 $\cdots \beta_j$ (高い) $\times$ 年間労働時間 $= \alpha_j$ (低い)
 - ・韓国 $\cdots \beta_k$ (低い) $\times$ 年間労働時間 $= \alpha_k$ (高い)
- となり、日本の年間労働時間 j が韓国より短くないと、式が成立しないことが分かる。よって選択肢 b 「短い」。
- イ：選択肢 c の文中、「アメリカ…労働組織率が日本および韓国より高い」とあるが、アメリカの労働組織率は一番低く当てはまらない。よって選択肢 d が正しい。

問 6 26 【日本の雇用形態】 正解は⑥

- ア：空欄アの直前「そのような雇用形態」は、Y 1 回目の発言の「職務が特定されていない労働契約」に該当する。これは「メンバーシップ型雇用」といわれ、選択肢 b にあたり、日本の雇用慣行の一つとされてきた。これに対し、Y 2 回目の発言「職務を特定した採用」が「ジョブ型雇用」。
- イ：選択肢 d は、年功序列型賃金を指す。「[イ] が難しい」とあるので、選択肢 c が正解。
- ウ：選択肢 e 企業別の組合は、戦後から最近までの日本型雇用慣行の特徴であった。これに対し、欧米や戦前の日本で多いのが f 産業別や職業別の組合。[ウ] の労組の必要性が高まる、という文脈から、選択肢 f が正解。

**第6問 経済活性化のための企業の新規参入に関する
政治・経済からの出題**

問1 **27** 【企業統治】 正解は⑥

- ア：「株式会社の所有者」は、所有と経営が分離されていない多くの中小企業では、いわゆる社長などの取締役＝株主<のことも多く、1つ目の空欄アだけでは判断できない。2つ目の空欄アの直前に、「最高意思決定機関」とあるので、株主と判断できる。
- イ：現在では、大企業を中心に「所有と経営の分離」が進んでいる。取引先との信用度を上げるためにも、有限会社が株式会社へ転換することはある。
- ウ：企業統治＝コーポレート・ガバナンスを強化する例が入るので、企業の不祥事などで、経営陣が適切な対応を採らないときの手段である株主代表訴訟をやりやすくすることは、強化につながると考えられる。メインバンク制度とは、企業が取引する金融機関（銀行）を1行にし、緊密な関係を保つという日本独自の金融慣行である。

問2 **28** 【需要と供給】 正解は②

売上総額＝1単位の価格×売上量。これは、需要曲線と供給曲線が交わる均衡点における、価格×数量に相当し、長方形の面積部分でもある。2024年は、60円×400万単位＝2億4千万円。価格xは、一次方程式が苦手ならば、次のような表を使って考えてみる。

価格（円）	70	60	...	x
数量（万単位）	300	400	...	800

価格を10ずつ減らし、数量を100ずつ増やしていけば、数量800のとき、 $x=20$ と分かる。よって、2025年は、 $20\text{円} \times 800\text{万単位} = 1\text{億6千万円}$ なので、
2024年：2億4千万円 → 2025年：1億6千万円
より、8千万円減少することが見込まれる。

問3 **29** 【市場原理と知的財産権】 正解は②

- ア：固定資本減耗（減価償却）は、備品・機械類が消耗などで価値が減る分のこと。GDP計算に入っており、GDPの増減と直接は関係ない。また、仮にGDPが1/2になり、人口が1/4になったのなら、一人当たりの生産性は2倍になったと考えられる。
- イ：アイデアなどを勝手に使われるのは、知的財産権の保護が「弱め」られたとき。
- ウ：「逆に」なのでイの逆で「強め」となる。「高額の使用料を求められる」など、こちらの方から先に解き、その逆がイ、と考えてもよい。

問4 **30** 【検察審査会】 正解は①

- ア：正。1(a)「起訴相当の議決」の場合、2「検察官が不起訴」にし、3「検察審査会が起訴相当と認める」ケースでは、4「強制的に起訴」されることになる。正しい。
- イ：誤。1(b)「不起訴不当の議決」の場合、2「検察官が不起訴」

にするケースでは、その後の対応については、メモに記述がない。3に記述されているのは、1(a)「起訴相当の議決」の場合のみである。したがって、検察審査会のとる行為については判断できない。誤り。

- ウ：誤。4に、「裁判所が指定した弁護士」により強制的に起訴されるとある。誤り。

問5 **31** 【製造物責任法】 正解は④

- ア：民法など私法は、もともと「過失責任の原則」を採用しているが、製造物責任法は、企業側が無過失でも責任を負わなければならないとした点が画期的である。選択肢bがあてはまる。そのためには、被害者側による欠陥の証明が必要であるが、ハードルが高いため、欠陥の存在の推定ができれば、加害者に責任を負わせることができる制度の導入が必要との意見もある。
- イ：事前規制には、製造・輸入時の使用規定や性能規定を設けること、販売時に技術基準を満たした製品にPSマークの表示を義務付けること、などがある。製造物責任法は、使用時の適用なので選択肢fの「事後規制」が正解。

問6 **32** 【農地法改正の影響】 正解は②

- ア：会話内容は、農家以外の企業（厳密には農家も個人企業）が、農業に参入する目的である。
a「異なる業種に事業を拡大」に該当する回答項目は、「経営の多角化」で、80%と最大である。
b「生産や流通の経路を把握」に該当するのは「トレーサビリティ」で、37%と4番目に高い。
- イ：c「先端技術を用いるスマート農業を導入するための資金を援助」は、「農業技術の習得」63%と「生産経費」58%への支援策と考えられる。
d「他の企業とのマッチングの機会を設ける」は、「販路の開拓」83%への支援と考えられる。この項目が課題として最も多いので、これが正解となる。
e「技術を習得するための講習会を開催」は「農業技術の習得」63%への支援策と考えられる。